

# 令和6年第6回農業委員会議事録

令和6年6月25日

下妻市農業委員会



## 令和6年第6回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和6年6月25日（火） 午後1時30分
2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1
3. 議 案
  - 第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
  - 第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について
  - 第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について
  - 第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
  - 第5号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について
  - 第6号 現況証明書の交付決定について
  - 第7号 令和6年度農用地利用集積計画の決定について
  - 第8号 令和6年度農用地利用集積計画一括方式の決定について（農地中間管理事業）
  - 第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和6年度農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
  - 第10号 令和5年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
  - 第11号 令和6年度全国農業新聞普及推進実施計画について
4. 報 告
  - 第1号 制限除外の農地の移動届出について
  - 第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
  - 第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

### 出席委員次のおり

1番 高橋 克己	2番 鶴見 清忠	3番 結束 乾一
4番 野村 操	5番 栗原 三郎	6番 鈴木 政良
7番 中山 悟	8番 吉川 利幸	9番 飯島 晴彦
10番 草間 進	11番 白井 安男	12番 笠島 修
13番 羽賀 茂	14番 齊藤 森一	15番 稲川 広美
16番 飯村 春夫	17番 程塚 裕行	18番 塚田 好克
19番 齋藤 孝夫		

### 出席職員次のおり

局長 塚越 剛 局長補佐 杉田 由里子 局長補佐 磯 和洋 係長 富張 陽子

(午後1時30分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和6年第6回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は5番 栗原 三郎 君、6番 鈴木 政良 君 の両名を指名いたします。それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、8件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、大木地内、畑、798㎡、申請理由は、隣接宅地との同時取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、若柳地内、畑、936㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、下妻地内、畑、108㎡、申請理由は、自宅に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、原地内、畑、156㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、堀籠及び坂井地内、8筆、田及び畑、合計10,702㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、鎌庭地内、畑、344㎡、申請理由は、隣接宅地との同時取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧願います。

処理番号7号、申請地、福田地内、畑、239㎡、申請理由は、自宅に近い農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 8 号、申請地、半谷地内、4 筆、登記、畑、現況、田及び畑、合計 10,076 m<sup>2</sup>、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 1 号)

処理番号 1 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかり下妻梨第 1 選果場から南東へ約 650m にあり、休耕でしたが、草が繁茂していました。6 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 2 号:程塚委員

議案第 1 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、霞ヶ浦農業用水管理センターから北東へ約 450m にあり、小麦の刈り取り後でした。6 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には本人が入院しているため譲渡人の姉に電話をかけて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います

処理番号 3 号:稲川委員

議案第 1 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、下妻警察署から西へ約 250m にあり、道路から農地への進入路がなく、譲受人の自宅から地続きで柿やブドウのハウス等がありました。6 月 24 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 4 号:鈴木委員

議案第 1 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、ちよかわ幼稚園から南西へ約 700m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 5 号:栗原委員

議案第 1 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、小貝川ふれあい公園ネイチャーセンターから西へ約 900m 圏内にあり、申請の 8 筆のうち 1 筆以外は草木が繁茂し、1 筆は原野となっていました。6 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 6 号:飯島委員

議案第 1 号 処理番号 6 号について報告いたします。申請地は、きぬ駐在所から北西へ約 200m にあり、休耕で草刈りがされていました。6 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 7 号:栗原委員

議案第 1 号 処理番号 7 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかり農機具修理研修センターから北東へ約 600m にあり、低い雑草が繁茂していました。6 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 8 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 8 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から東へ約 1km 圏内にあり、1 筆は野菜の作付け、1 筆は水稻の作付け、他 2 筆は休耕でしたが、きれいに管理されていました。6 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

処理番号 1 について、通作距離が 55 km と非常に遠いと思いますが、農機具としてトラクター、耕運機等を

リースするとなっています。リースということは、通作距離 55 km の土地を自分で耕作するのでしょうか。また、もし、通作距離で、許可相当の範囲があるのであれば教えていただきたい。

事務局(富張陽子君)

飯村委員のご質疑にお答えいたします。申請人は、今現在は松戸市在住でございますが、将来的には該当農地の隣に転居を予定しております。奥様の実家が近くにありまして、奥様のお父様と一緒に耕作を予定でございます。また、通作距離の範囲につきましては、ケースバイケースでありまして、耕作が可能であると判断した場合は許可相当となると思います。例えば今回の場合のように、転居予定や、近くに農機具の拠点がある場合は、通作距離が遠くても判断が可能であると思います。また、先月の案件で、通作距離 112 km の案件がありました。とても遠かったと思いますが、耕作する作物が、それほど手間の掛からない、頻繁に、管理が必要なものではないといった場合は耕作が可能だと思います。

以上でございます。

鶴見委員

ただ今の件、耕作地の近くに親が農業をしております、娘さんと一緒に農業をやるという話を聞いております。

以上です。

議長(会長 齋藤孝夫君)

鶴見委員、補足説明ありがとうございました。飯村委員、よろしいですか。

飯村委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に発言はありませんか。野村委員。

野村委員

議案に関係しない手続等について、確認したい旨発言あり。

議長(会長 齋藤孝夫君)

この件につきましては、議案に関連しないので別の機会に、回答いたします。他に、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回2件の申請であります。ご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

これら2件の申請につきましては、先月の農業委員会総会、議案第2号において申請のとおり処分したものと同様に、営農型太陽光発電設備の下部の農地における耕作者(使用貸借権)を設定し、営農を行うものであります。

処理番号1号、申請地、前河原地内、畑、4,430㎡、申請理由は、営農型太陽光発電の下部農地の耕作で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、前河原地内、田、1,646㎡、処理番号2号の内容につきましても、処理番号1号と同様の目的で申請されたものです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第2号)

処理番号1、2号:鶴見委員(代理報告) 一括報告

議案第2号 処理番号1号から2号について報告いたします。申請地は、ビアスパークしもつまから西へ約300m、営農型太陽光発電設備が設置されており、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、借人には電話にて行い、貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。程塚委員。

程塚委員

下部農地は何を耕作するのか、確認したいと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(富張陽子君)

程塚委員のご質疑にお答えいたします。下部農地に耕作する作物については、あせびとブルーベリーを耕作すると申請されており、枝ものとして、市場に出荷するというので話を聞いております。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

程塚委員、よろしいですか。

程塚委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

5ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、江地内、登記、畑、現況、宅地、162㎡、申請理由は、平成7年頃より農家住宅を建築し、無断転用していたことから、始末書添付の上、申請するものでございます。農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は5ページ、参考資料は、1ページ・2ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、既存敷地の拡張で、拡張の敷地面積が、既存敷地面積の2分の1以下であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第3号)

処理番号1号:鶴見委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約1.3kmにあり、すでに農家住宅敷地として利用しており、その内容は始末書で確認しました。6月20日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農家住宅敷地を拡張することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。塚田会長職務代理者。

塚田会長職務代理者

この件について確認ですが、参考資料の配置図にある既存住宅兼倉庫については、平成7年度に1度に建てられているのかどうか。当初建てた住宅があつて増築で建ててるのかをお聞きしたい。通常ですと農家住宅は1,000㎡以内ですね。ここは今回の申請地を含めて1,300㎡もあるので、どのような顛末になっているのか教えていただければと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、願います。

事務局(磯和洋君)

塚田会長職務代理者のご質疑にお答えします。こちらの件につきましては住宅がそもそもございまして、増築した分が、平成7年頃ということがございますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

塚田会長職務代理者、よろしいですか。

塚田会長職務代理者

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に、発言はありませんか。齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

今後の取扱いについてお聞きします。現在は農地・畑として登記されているので、固定資産税は多分農地として課税されているのかと思いますが、今後、宅地になるので、当然今後は固定資産の課税額が違ってくると思いますが、手続きについて関係課と打合せをするのですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(富張陽子君)

齊藤(森)委員のご質疑にお答えします。現在、税務課でも宅地として把握しておりまして、課税分筆という形で、宅地として課税をしております。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齊藤(森)委員、よろしいですか。

齊藤(森)委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

6 ページ並びに、参考資料の 3 ページをお開き願います。

議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回 11 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、加養地内、畑、430 m<sup>2</sup>、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の 5 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、申請地、本宗道地内、畑、442 m<sup>2</sup>、申請理由は、建売住宅の建築でございます。

参考資料の 7 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、申請地、半谷地内、畑、339 m<sup>2</sup>、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

7 ページ並びに、参考資料の 9 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、北大宝地内、3 筆、畑、合計 1,186 m<sup>2</sup>、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

参考資料の 11 ページをお開き願います。

処理番号 5 号、申請地、高道祖地内、2 筆、畑、合計 1,285 m<sup>2</sup>、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

8 ページ並びに、参考資料の 13 ページをお開き願います。

処理番号 6 号、申請地、高道祖地内、4 筆、畑、合計 1,206 m<sup>2</sup>、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

参考資料の 15 ページをお開き願います。

処理番号 7 号、申請地、高道祖地内、畑、724 m<sup>2</sup>、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

参考資料の 17 ページをお開き願います。

処理番号 8 号、申請地、高道祖地内、2 筆、畑、合計 1,335 m<sup>2</sup>、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

9 ページ並びに、参考資料の 19 ページをお開き願います。

処理番号 9 号、申請地、高道祖地内、2 筆、畑、合計 927 m<sup>2</sup>、申請理由は、太陽光発電設備の設置でございます。

参考資料の 21 ページをお開き願います。

処理番号 10 号、申請地、下田地内、2 筆、田及び畑、合計 554 m<sup>2</sup>、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料の 23 ページをお開き願います。

処理番号 11 号、申請地、加養地内、田、191 m<sup>2</sup>、申請理由は、平成 3 年 4 月 18 日付で建売住宅敷地として転用許可を受けたが、都合により計画が頓挫した申請地に貸住宅を建築するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 6 ページ、参考資料は、3 ページ・4 ページをご覧願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。ま

た、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、5 ページ・6 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第 3 種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、7 ページ・8 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

議案書は 7 ページ、参考資料は、9 ページ・10 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、法定外水路の払下げに伴い、公共用財産の用途廃止申請が許可済みとなっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない非 FIT 太陽光発電所であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

参考資料は、11 ページ・12 ページをお開き願います。

処理番号 5 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない「非 FIT 太陽光発電所」であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

議案書は 8 ページ、参考資料は、13 ページ・14 ページをお開き願います。

処理番号 6 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない「非 FIT 太陽光発電所」であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

参考資料は、15 ページ・16 ページをお開き願います。

処理番号 7 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない「非 FIT 太陽光発電所」であり、東京電力への電

力受給契約が申請済みとなっております。

参考資料は、17 ページ・18 ページをお開き願います。

処理番号 8 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない非 FIT 太陽光発電所であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

議案書は 9 ページ、参考資料は、19 ページ・20 ページをお開き願います。

処理番号 9 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

なお、本申請は固定価格買取制度の認定を受けない「非 FIT 太陽光発電所」であり、東京電力への電力受給契約が申請済みとなっております。

参考資料は、21 ページ・22 ページをお開き願います。

処理番号 10 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなり、出入口造成工事に伴い、下妻市の法定外公共物使用・工事許可申請及び大井口土地改良区の水路使用同意願が許可済みとなっております。

なお、申請地面積が 554 m<sup>2</sup>であり、自己住宅の基準面積の 500 m<sup>2</sup>を超えておりますが、500 m<sup>2</sup>以下に分筆した場合、過小農地が残り、隣接農地の所有者が耕作を希望しないことから、今回の申請面積となっておりますことを申し添えます。

参考資料は、23 ページ・24 ページをお開き願います。

処理番号 11 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 4 号)

処理番号 1 号:草間委員

議案第 4 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から西へ約 300m にあ

り、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。6月20日、地区委員2名、事務局職員富張係長・綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号:飯村委員

議案第4号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻千代川支店から西へ約200mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。6月20日、地区委員3名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、建売住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号:鶴見委員

議案第4号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、下妻特別支援学校から北東へ約500mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月20日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号:白井委員

議案第4号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、霞ヶ浦農業用水管理センターから西へ約400mにあり耕作されておらず、雑草が繁茂していました。6月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人に電話及び自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号5号:笠島委員

議案第4号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から東へ約1.3kmにあり、山林化している状況でした。6月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号:笠島委員

議案第4号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から東へ約1.4kmにあり、麦の刈り取り後、耕運されていました。6月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号7号:笠島委員

議案第4号 処理番号7号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から東へ約650mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号8号:笠島委員

議案第4号 処理番号8号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から東へ約1.4kmにあり、ほぼ、山林化している状況でした。6月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号9号:笠島委員

議案第4号 処理番号9号について報告いたします。申請地は、市営柳原球場から東へ約1.3kmにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、太陽光発電設備へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号10号:中山委員

議案第4号 処理番号10号について報告いたします。申請地は、道の駅しもつまから南東へ約1kmにあり、田については休耕、畑については耕作されていませんでしたが、きれいに管理されていました。6月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 11 号:草間委員

議案第 4 号 処理番号 11 号について報告いたします。申請地は、豊加美市民センターから南へ約 100m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。6 月 20 日、地区委員 2 名、事務局職員富張係長・綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、貸住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。塚田会長職務代理者。

塚田会長職務代理者

処理番号 3 号についてお尋ねします。参考資料によると公衆用道路 177 m<sup>2</sup>とありますが、これはどういう使われ方をするのか。住宅の左側にも道路があるので、なぜこういう公衆用道路が必要なのか、併せて教えていただければと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(磯和洋君)

塚田会長職務代理者のご質疑にお答えします。この公衆用道路につきましては、この区画のほかに 3 区画ほど、この公衆用道路を利用して進入するという道路になっております。また、左側の水路沿いの道路につきましては、段差がございまして、進入路として利用できないということから、こちらの公衆用道路が出入口となります。

よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

塚田会長職務代理者、よろしいですか。

塚田会長職務代理者

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に、発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

太陽光発電設備共通だと思いますが、固定価格買取制度の認定を受けない非 FIT というのはどういうことなんでしょうか。詳しく、教えていただきたい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(磯和洋君)

お答えします。再生可能エネルギーの発電のうち、FIT 制度は固定価格買取制度になっておりますが、非 FIT とはこの適用を受けない発電設備を指します。FIT 制度は再生可能エネルギー発電事業者が発電した電力を電力会社が一定期間にわたって、固定価格で買い取る制度のことでございます。よって非 FIT は固定価格ではない制度になると考えます。ご理解のほどお願いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

飯村委員、よろしいですか。

飯村委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に、発言はありませんか。中山委員。

中山委員

太陽光発電設備へ転用が多くなっています。農地として有効活用ができない場合、やむを得ないのかなというところですが、この譲受人である太陽光の事業者の審査基準についてお伺いしたい。事業で収益を上げることができるのか等、事業者の体力をどう判断しているのか審査基準について。それとも一つ、この事業者が、潰れてしまった場合に、そこは荒廃地になってしまうのかなと思います。当然、債権者がいて、事務的には競売ということになると思うのですが、上物が立っていると、競売が難しい。なかなか競売が落ちないというケースが、多々、あろうかと思えます。この2点についてお伺いしたい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

この件に関しては、次回報告したいと思います。他に、発言はありませんか。羽賀委員。

羽賀委員

今回、太陽光パネルの設置が多いと思いますが、こういったものが毎回増えていくと、農地がそういう事業の方に大分移ってきている感じがします。そういったものに関して、実際の制限といいますか、農地の内どの程度まで太陽光発電設備にしてもよいなどの、基準は何かあるのですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

塚越局長、お願いします。

事務局(塚越剛君)

第3種農地や山林化してしまったところについては、転用許可基準に照らし、農地としてではなく太陽光設備もやむを得ないところですが、優良農地の中に、またその近くにも太陽光設備が増えていく、農地が減っていくという見方ですけれども、最近の国の動向ですと、あくまで、第1種農地の下部は農地を作物を作って、上に高い架台を作って上にパネルを載せる。電力を売った収入はあくまで副収入であって、主な収入は、耕作して得ていくということなので、農地を減らすという考えは国にはない。一方で、現在、不十分な計画の営農型設備が増えていて、歯止めをかけるようにしていこうとしています。ある特定の地域ではできそうもない作物の種類については、実証をしたデータがあるのかとか、作物が取れる見込みがあるのかそういったものを厳しくチェックしていくということで国は変わってきています。農地を減らす、農地を潰して太陽光設備を設置するのではなくて、あくまで、第1種農地では営農型太陽光でなければならない、そして、副収入として電力収入を得る、主は農地として耕作するということですので、その辺を念頭に、これからも、農業委員の方には、審議をお願いしたいと思います。

以上です。

議長(会長 齋藤孝夫君)

羽賀委員、よろしいでしょうか。

羽賀委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

10ページ並びに、参考資料の25ページをお開き願います。

議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、北大宝地内、畑、499㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

議案書は10ページ、参考資料は、25ページ・26ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が許可済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第5号)

処理番号1号:白井委員

議案第5号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、霞ヶ浦農業用水管理センターから西へ約350mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。6月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には自宅訪問にて行い、また、貸人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第6号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

11ページをご覧願います。

議案第6号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、1件の願出であります。

非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから20年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明を申し上げます。

処理番号1号、願出地、北大宝地内、畑、323㎡、車庫敷地となった土地が約31年経過するも、地目変更が未済のため願出されたものであります。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第6号)

処理番号1号:白井委員

議案第6号 処理番号1号について報告いたします。願出地は、霞ヶ浦農業用水管理センターから西へ約350mにあり、車庫敷地として利用されていました。6月20日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、自宅訪問にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、車庫敷地として利用されていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第7号、令和6年度農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第7号の別紙をお開き願います。

議案第7号、令和6年度農用地利用集積計画の決定につきましては、農地法によらない賃借権及び使用貸借権の設定を年3回、行っており、今回は、農用地利用集積計画の6月設定分であります。内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局(杉田由里子君)

それでは、議案第7号、令和6年度農用地利用集積計画(案)の資料をご覧ください。こちらは通常利用権の令和6年6月設定分でございます。

お手元の議案第7号の資料をご覧ください。

表紙と次の1枚を飛ばし、3枚目の農用地利用集積計画総括表をご覧ください。表の上段は新規分で、貸借期間が3年、6年、10年、20年とありまして、利用権設定面積全体では、田が24筆、28,291㎡、畑が39筆、27,743㎡、合計63筆、56,034㎡で、貸人は29名、借人は12名、貸借の開始は令和6年7月1日からでございます。

表の下段は更新分で、貸借期間が3年、6年、10年、20年とありまして、利用権設定面積全体では、田が11筆、36,879㎡、畑が14筆、16,480.36㎡、合計25筆、53,359.36㎡で、貸人は17名、借人は10名、貸借の開始は同じく令和6年7月1日からでございます。

内容につきましては、次の1ページをご覧ください。表の左から利用権設定者、利用権設定農用地、利用権の設定を受ける者、設定する利用権の内容となっており、以下13ページまでございまして、賃借料につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より(案)を削除願います。

続いて、議案第8号、令和6年度農用地利用集積計画一括方式の決定について(農地中間管理事業)、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第8号の別紙をお開き願います。

議案第8号、令和6年度農用地利用集積計画一括方式の決定について(農地中間管理事業)につきましては、農地を貸したい地権者から、中間管理機構が借り受けて、担い手へ貸し付けるための農用地利用集積計画を定めるものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局(杉田由里子君)

それでは、議案第8号、令和6年度農用地利用集積計画一括方式の決定について(農地中間管理事業)についてご説明をさせていただきます。

こちらは、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、本日、議案として上程するものでございます。

お手元の議案第8号の資料、3枚目を開き、農用地利用集積計画一括方式総括表をご覧ください。

今回、利用権が設定される農地につきましては、田が147筆、279,596㎡、畑が127筆、162,639㎡、合計いたしますと、274筆、442,235㎡となり、貸し手は98名、茨城県農林振興公社の転貸後、借り手は44名で、今月末の公告を予定し、開始は令和6年7月1日となり、期間は10年間でございます。

内容につきましては、次の1ページ目からの農用地利用集積計画一括方式一覧をご覧ください。

左から農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者、利用権を設定する土地、賃借権の設定等を受ける者・行う者、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者、農地中間管理機構に設定及び転貸される権利の内容となっています。以下17ページまで274筆ございまして、賃借料等につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。以上の計画内容は、改正前農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目・3枚目の表題より(案)を削除願います。

続いて、議案第9号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和6年度農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第9号の別紙をお開き願います。

議案第9号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和6年度農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見については、中間管理機構より提出を求められた農用地利用集積等促進計画(案)について、下妻市長より農業委員会に対して意見を求められたものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたします。

事務局(杉田由里子君)

それでは、議案第9号、令和6年度農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、本日、議案として上程したものでございます。

議案第9号の資料、3枚目を開き、農用地利用集積等促進計画総括表をご覧ください。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものです。

こちらにつきましては、耕作者変更により、農地を新たな受け手に再転貸するものでございます。貸借期間が19とおろございまして、それぞれの内訳件数については、総括表のとおりとなっております。合計の転貸面積は、田が187筆、201,246㎡、畑が81筆、68,875㎡、計268筆、270,121㎡で、地権者が117名、転貸を受ける者は37名でございます。

なお、本計画案については、この後、市が農地中間管理機構に提出したものを県知事が認可・公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。

以上で説明を終了いたします。

よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終ります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和6年度農用地利用集積等促進計画(案)に対する農業委員会の意見は無し、といたします。

続いて、議案第10号、令和5年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第10号の別紙をお開き願います。

議案第10号、令和5年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきましては、農業委員会等に関する法律第37条におきまして、農業委員会は、農地等の利用の最

適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について公表することが義務付けられていることから、毎年度、明確な「活動目標」を定めるとともに、前年度の活動目標を計画どおり達成できたか、「点検・評価」を行うこととされております。

内容につきましては、杉田補佐より説明いたします。

事務局(杉田由里子君)

始めに、訂正がございます。議案第10号6ページ、3農地転用に関する事務の2行目、1年間の処理件数欄93件を95件に、またその隣許可相当欄93件を95件に修正いたします。大変お手数ですが、よろしく願いいたします。

それでは、議案第10号「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」につきまして、ご説明いたします。

こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農地等の利用の最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況について「公表する」こととなっておりますことから、本日ご審議いただくものでございます。

1ページをお開きください。

1ページは、本市農業の概要及び農業委員会の体制についてでございますので、説明は省略させていただきます。

2ページをお開きください。

まず、2ページ以降の構成ですが2ページから5ページまでがⅡ最適化活動の実施状況について、6ページに、Ⅲ事務の実施状況として、総会の開催の状況や許可件数の状況などが最後のページに載っているという構成になっております。

では、2ページに戻っていただきまして、Ⅱの最適化活動の実施状況につきましては、農地集積、遊休農地の発生防止、新規参入の促進、3つの項目でそれぞれ①が現状及び課題、②が目標、③が令和5年度の実績、その下に「農業委員会の点検結果」をそれぞれ載せてございます。

2ページの農地の集積、3ページの遊休農地の発生防止・解消におきましては、農業委員・最適化推進委員の皆様には、農業者からの相談や地域における集積の推進を実施していただいたものがございました。また、遊休農地や離農者等の農地など、地権者の意向確認や担い手との利用調整を図り、集積・集約につなげていただいたもののほか、関係機関と連携して集積の推進を図ったことで、目標の実績が得られております。

農地の集積の農業委員会の点検結果につきましては、2ページ中ほどをご覧ください。「担い手への集積や、市内一部地域の県営ほ場整備事業等により、農地の集積が目標を上回る結果となった。引き続き分散した農地の集積・集約化に努める」といたしました。

3ページの中ほど遊休農地の発生防止・解消についての農業委員会の点検結果につきましては、「解消面積について目標を上回る成果を上げることができた。再生困難と判断された農地については非農地判断を行い、守るべき農地を明らかにしていくとともに、農地のパトロールの強化や、農地中間管理事業の周知活動など、遊休農地の発生を予防し農地の最適な利用が図ら図られるよう努める」といたしました。

3ページ中ほどより少し下、新たに農業経営を営もうとする者の新規参入の促進でございます。令和5年度は2経営体、面積0.2haの参入実績が得られました。こちらは、農地取得に関する情報提供や地権者との意向調整を図りながら、農地確保の支援を行っていただいたことが、新規参入に繋がったものと思いま

す。引き続き、きめ細やかな支援の継続が重要と考えます。

4ページの上から約3分の1の部分、新規参入の促進における農業委員会の点検結果は、「目標を下回る結果となった。新規参入の際の相談や農地のあっせん等の支援に努める」といたしました。

さらに、5ページの中ほどに、最適化活動のまとめとしての目標達成の評語と委員さんの評価結果を載せてございます。目標の達成状況の評語につきましては、最適化活動全体として「目標に対して期待を上回る結果が得られた」という評価結果となりました。

その下、推進委員等の点検・評価結果につきましてはご覧のとおり結果となっております。目標の設定に対して、国で指定をされる数値などもございまして、目標を達成できていないものもあります。ですが、最適化の活動は委員さんや推進委員さんの地道な活動で支えられております。今後も目標の達成に向けて、最適化活動、農地の集積や農地の保全などに取り組んでいただくとともに、皆さんの毎月の活動記録が基になっている部分も多くございますので、こちらの方も継続して記入をお願いしていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

それでは、1ページの(案)を削除願います。

続いて、議案第11号、令和6年度全国農業新聞普及推進実施計画について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第11号の別紙をお開き願います。

議案第11号、令和6年度全国農業新聞普及推進実施計画につきましては、農業委員会の最重点事項として位置付けられている農地利用の最適化の推進について、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠であることから、全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むことになっております。

内容につきましては、杉田補佐より説明いたさせます。

事務局(杉田由里子君)

それでは、議案第11号、令和6年全国農業新聞普及推進実施計画につきまして、ご説明させていただきます。

表紙をめくっていただき、次のページの実施計画(案)をご覧ください。

農業委員会が行う情報提供活動は、農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号におきまして、農業一般に関する調査及び情報の提供がうたわれており、農業者への情報提供活動につきましては、農業委員会の重要な業務の一つとして位置付けがなされております。

農業委員会の最重点事項として位置づけられた農地利用の最適化の推進については、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠でございますので、農業委員会組織が行う「農地利用の最適化を強化するための全国農業新聞普及推進3カ年運動」に呼応し、下妻市農業委員会が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むことといたします。

本市における現状といたしましては、令和6年5月現在の購読部数は50部で、前年同月の53部と比較いたしまして、3部減となっております。新規購読部数の目標は、農業委員及び農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部の確保を図ることとし、令和6年11月末時点において、令和6年5月の50部から12部増の62部の達成を目指していきます。

次のページ、別紙1をお開きください。

こちらは、県内の市町村別普及推進状況となっております。県西枠の一番上が下妻市分になっておりますので、ご確認ください。

次のページ、別紙2をお開きください。

こちらは、下妻市の普及拡大目標についてでございます。先ほどもご説明いたしましたとおり、農業委員及び農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部の確保を掲げ、令和6年11月末時点で62部の確保を目標といたします。

最後のページ、別紙3をお開きください。

本日、普及推進に関する申し合わせ決議といたしまして、下記の3点につきまして、申し合わせ決議をお願いいたします。

まず、1点目が、「農業者や農村現場への農政情報および農業委員会活動の普及、浸透と、地域の情報発信を行うため、全国農業新聞を活用した情報提供を行う」でございます。

続きまして、2点目が、「農業委員・農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う」でございます。

最後に、3点目としまして、「令和6年11月21日までに購読部数62部の達成を目指す」でございます。

以上の3点につきまして、本日決議をいただくとともに、実施計画の承認をいただければと思います。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より(案)を削除願います。  
続いて、報告第1号、制限除外の農地の移動届出について報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

13ページをご覧願います。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回1件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、江地内、登記、畑、現況、雑種地、735㎡の内13.97㎡、届出理由は、平成7年頃より、農機具置場敷地として無断転用していたことから、去る6月10日、始末書添付の上、届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

続いて、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長(塚越 剛君)

14ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回2件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号1号、届出地、平川戸地内、4筆、田及び畑、合計7,441㎡、

届出番号2号、届出地、鯨地内、4筆、田、合計2,548㎡、これらは、公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る6月5日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

15ページをご覧願います。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、15ページから16ページまで、6件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。  
以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和6年第6回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了（午後3時21分）

議 長 齋 藤 孝 夫

署名委員 栗 原 三 郎

署名委員 鈴 木 政 良